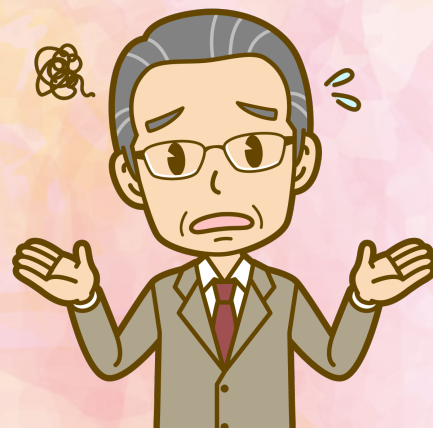


# 労働トラブルに 備えられていますか？



## 雇用関連リスクの状況

### 民事上の個別労働紛争 相談件数の内訳

- 都道府県労働局および労働基準監督署が運営する「総合労働相談コーナー」には、毎年 100 万件を超える相談が寄せられています。
- そのうち約 3 割が個別の労働紛争に関する相談であり、内訳は下のグラフのとおりです。

### 事例

#### いじめ・嫌がらせに関する紛争

上司だった男性従業員から繰り返しセクハラを受け、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症し、退職を余儀なくされたとして、会社に対して損害賠償を請求。

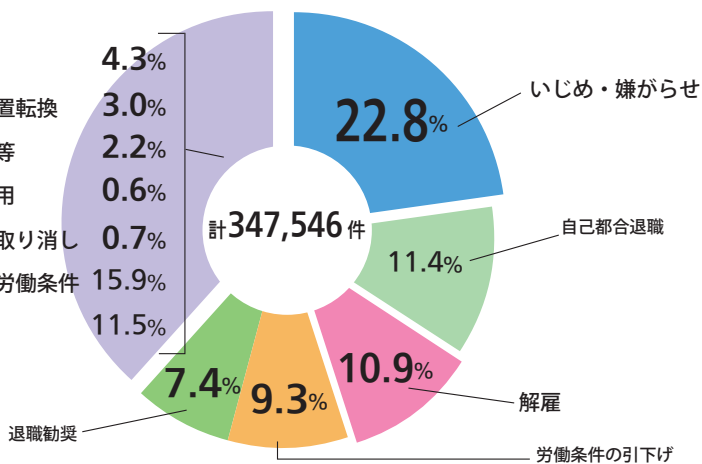
#### 解雇に関する紛争

業績の悪化により整理解雇された従業員が、整理基準、人選が合理的でなかったとして、勤務先に対して、職場復帰までの未払賃金を求める損害賠償請求を提起した。

#### 出向・配置転換に関する紛争

退職勧奨を拒否したために子会社に出向させられたことに対し、出向命令の無効と損害賠償を請求。

- ・ 雇止め
- ・ 出向・配置転換
- ・ 雇用管理等
- ・ 募集・採用
- ・ 採用内定取り消し
- ・ その他の労働条件
- ・ その他



出典【厚生労働省報道資料（令和 3 年 6 月）】

## 雇用慣行賠償リスクの性質

- 規定等で規則や罰則を定めていたとしても、職員が他の職員に対して差別行為、ハラスメント行為を行う可能性は生じます。
- 雇用慣行賠償リスクは、マネジメントレベルでいくら気をつけていても防ぎきれない性質を持ちます。
- また、賠償請求を受けた場合、結果として賠償責任を負わなかった場合でも、訴訟費用が多額となってしまうことがあります。

## パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）施行

中小企業については 2022 年 4 月 1 日に施行（大企業では 2020 年 6 月 1 日に施行済み）

- 改正法では、雇用慣行上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになりました。
- 2020 年 6 月 1 日の施行時点では、罰則は設けられていませんが、厚生労働大臣が必要だと認めた場合、企業に対して助言や指導、勧告が行われることがあります。労働施策総合推進法 33 条 2 項に基づき、規定違反への勧告に従わない場合には、その旨が公表され、企業の信用失墜につながる可能性があります。

⇒ 労働トラブルに対応する「雇用慣行賠償責任保険」の詳細は裏面をご覧ください。

# 雇用慣行賠償責任保険のご案内

- ◆保険期間 2021年4月1日～2022年4月1日(毎月、中途加入が可能です)
- ◆ご加入の単位 会員法人単位 (一部の事業所のみの加入はできません)
- ◆賠償事故の例

区分	事故の概要	請求額
不当解雇	有期契約で雇用した従業員を業務態度等に問題があるとして期間途中で解雇したところ、解雇は無効であり、労働契約上の権利を有することの地位確認および賠償請求を受けた。	2,000万円
不当解雇	人事異動を拒否した事務職員を業務命令違反として解雇したことで、従業員から人事異動および懲戒解雇は無効であるとし、賠償請求を受けた。	500万円
雇用上の差別	人事上の不当な取扱いや退職勧奨を受けたことで精神疾患を発症し、休職に追い込まれたとして、従業員から精神的慰謝料の請求を受けた。	1,800万円
雇用上の差別	正当な理由なく主要業務から排除されたとして、不法行為、職場環境配慮義務違反に該当するとして訴訟提起された。	440万円

## ◆補償内容

労働トラブル(雇用上の差別・パワハラ・セクハラ・不当解雇)に起因して、法人が負担する損害賠償金、争訟費用等を補償します。

### 【お支払いする保険金】

損害賠償金、精神的苦痛に対する慰謝料、弁護士費用、証拠収集のために要した費用、文書作成費用

## ◆保険金額・年間保険料の例

保険期間：1年1事故自己負担額：10万円

法人全体の売上高	保険金額(期間中)	
	A型 1,000万円	B型 2,000万円
3億円以下	25,440円	35,880円
5億円以下	38,760円	54,720円
10億円以下	79,440円	111,960円
30億円以下	172,680円	243,600円
50億円以下	206,160円	290,880円
100億円以下	311,760円	439,920円
200億円以下	422,760円	595,920円

## ◆中途加入保険料の計算方法

12月1日付で年間売上高8億円の会員企業がA型に中途加入する場合  
 未経過月数：4か月(2021年12月1日から2022年4月1日まで)  
 年間保険料：79,440円×4か月/12か月=26,480円

\*このパンフレットは概要を記載したものです。詳細は「2021年度有料老人ホーム賠償責任保険制度のご案内」をご確認ください。  
 また、ご不明な点は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】取扱代理店

株式会社エヌシーアイ

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 4-7-6 セイフピア3階  
 TEL：03-3426-7757 FAX：03-3426-9779

[受付時間]平日の9:00～18:00(日、祝日、年末年始を除きます。)

### 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1  
 TEL：03-3349-5137

(受付時間 平日9時00分～17時00分まで)